

簡易公募型競争入札方式に準じた方式（総合評価落札方式）の手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成22年4月26日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 北部国道事務所長 石垣 弘規

1. 業務概要

(1) 業務名 平成22年度宜名真トンネル変状調査等業務（電子入札対象案件）

(2) 業務内容 本業務は、一般国道58号・国頭村宜名真地内「宜名真トンネル」について、各計測機器の継続的なデータ回収、入・出力、変位分析を行うとともに、計測結果より変状要因の推定を行い、適切な補修・補強設計を行うことを目的とする。

・定期観測	1式
(1)地山挙動観測	1式
(2)ひび割れ観測	1式
(3)覆工厚・背面地山観測	1式
(4)覆工応力・背面土圧観測	1式
・解析等調査	1式
(1)総合解析	1式
・トンネル補修・補強詳細設計	1式
(1)設計計画	1式
(2)補修対策工設計	1式
(3)覆工補強対策工設計	1式
(4)設計図作成	1式
(5)数量計算書作成	1式
(6)施工計画書作成	1式
(7)照査	1式
(8)報告書作成	1式
・打合せ協議	1式

(3) 履行期間 契約締結の翌日～平成23年3月31日

(4) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、入札前に業務計画等に関する技術提案書を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務であり、参加表明と同時に、技術提案書を提出する方式の試行業務である。

（技術提案書の提出をもって参加表明書の申請とみなす）

また、技術提案書を提出する際に見積書の提出を求め、入札前に採用歩掛りを公

表する試行業務である。

- (6) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

- 1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 沖縄総合事務局における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、建設コンサルタント登録規定に基づく登録をしていること。
- 3) 沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 別途発注済の「平成22年度北部国道事務所管理関係資料整理業務」、「平成22年度北部国道事務所改築関係資料整理業務」の受託者（（社）沖縄建設弘済会）と資本若しくは人事面（出向元および派遣元を含む）において関連がないものであること。
- 5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア)親会社と子会社の関係にある場合

(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(イ)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 技術提案書に関する要件

1) 技術提案書の提出者に対する要件

①技術提案書を提出する者は、平成12年度以降公示日までに完了した業務において下記に示される「同種業務」の実績を1件以上有さなければならない。

同種業務：トンネル変状調査及びトンネル補修設計を行った業務（トンネル変状調査とトンネル補修設計は、同一業務でなくても良い。）

- ・ただし、契約金額が100万円以上の業務で発注機関は国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人に限る。

- ・実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省の発注した業務（港湾空港関係を除く。）以外の業務は、この限りではない。

②平成19年度から平成20年度までに完了した業務のうち、沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港関係除く）発注業務の「企業」の平均業務成績が60点以上であること。

ただし、500万円以上の沖縄総合事務局開発建設部発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

2) 配置予定技術者に対する要件

① 予定管理技術者

予定管理技術者については下記の要件を満たす者であることとする。

(ア) 下記のいずれかの資格を有する者

[1] 技術士(総合技術監理部門又は建設部門、又は応用理学部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2] R C C M (「道路部門、又はトンネル部門、又は地質部門、又は鋼構造及びコンクリート部門」) の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(イ) 下記の実績を有する者。

[1] 平成12年度以降公示日までに完了した業務において、下記に示される「同種業務」の実績を1件以上有さなければならない。

同種業務：トンネル変状調査及びトンネル補修設計を行った業務（トンネル変状調査とトンネル補修設計は、同一業務でなくても良い。）

- ・ただし、契約金額が100万円以上の業務で発注機関は国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人に限る。

- ・職務上従事した立場は管理技術者又は担当者とし、照査技術者として従事した業務は除く。

- ・実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省の発注した業務（港湾空港関係を除く。）以外の業務は、この限りではない。

(ウ) 技術提案書提出期限日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満であること。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

技術提案書提出期限日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするも

のとする。その上で、予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」（昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号）第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中に予定管理技術者の手持ち業務量が契約金額で4億円、件数で10件（技術提案書提出期限日現在での手持ち業務量に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあつた場合には、契約金額で2億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

[1]当該管理技術者と同等の同種業務実績を有する者

[2]当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

[3]当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去3年間の同種業務における業務成績平均点が60点以上である者

[4]手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(エ)平成17年度から平成20年度までに完了した業務について、管理(主任)技術者として担当した沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港関係除く）発注業務の平均業務成績が60点以上であること。

ただし、500万円以上の沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港関係除く）発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

(オ)技術提案書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、技術提案書の提出日の以前において、雇用関係にあること。

② 予定照査技術者

予定照査技術者については下記の要件を満たす者であることとする。

(ア)下記のいずれかの資格を有する者

[1]技術士(総合技術監理部門又は建設部門、又は応用理学部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2]RCCM(「道路部門、又はトンネル部門、又は地質部門、又は鋼構造及びコンクリート部門」)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(3) 技術提案書を選定するための評価基準

技術提案書の提出者が11者以上となった場合は、下記の1)～3)の基準に基づいて上位10者を選定する。

1) 参加表明者の経験及び能力

- 2) 予定技術者【管理・照査技術者】の経験及び能力
- 3) 業務実施体制

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。
- 2) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)

価格評価点の配分点は**60**点とする。

3) 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記①、②の評価項目毎に評価を行い、次に示す貴社の技術評価点を算出する。

①予定技術者の経験及び能力(管理技術者、担当技術者、照査技術者)

②実施方針等

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝**60**点×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

- 4) 技術評価点における評価項目及び評価基準の詳細は入札説明書による。
- 5) 総合評価は2)の価格評価点と3)技術評価点の合計値(評価値)をもって行う。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号

沖縄総合事務局 北部国道事務所 総務課 契約係

電話：0980-52-4350

FAX：0980-52-1131

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムより交付する。

交付期間：平成22年4月26日(月)から平成22年5月14日(金)

までのうち、閉庁日を除く毎日の「9時00分から18時00分まで」とする。

但し、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記4.(1)担当部局にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。
この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 技術提案書を提出できる者の範囲

技術提案書を提出する時において、上記2.(1)2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

受領期限：平成22年4月27日(火)から平成22年5月14日(金)17時15分までただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)する場合は、平成22年5月14日(金)17時15分までに上記4.(1)に必着とする。

提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送による場合は上記4.(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙による場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)。

(5) ヒアリング

1) 以下のとおりヒアリングを行う。

- ① 実施場所：北部国道事務所 2階 大会議室
- ② 実施期間：平成22年6月9日(水)～平成22年6月10日(木)
- ③ ヒアリングの時間はヒアリング実施対象者に通知する。
- ④ 出席者：配置予定管理技術者
- ⑤ ヒアリングの時間の通知日は平成22年6月4日(金)を予定している。

2) ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。

- ① 配置予定管理技術者の経歴について
- ② 配置予定管理技術者の業務実績について
- ③ 取り組み姿勢・実施方針等について

3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

4) 競争参加資格を満足していない場合および提出される技術提案書等において内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合はヒアリングは実施しない。

(6) 指名通知の日

指名通知の日は平成22年6月21日(月)を予定する。

(7) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

入札日時： 電子入札システムによる場合の締め切りは、
平成22年6月28日（月）12時00分まで。
持参による場合の締め切りは、
平成22年6月28日（月）12時00分まで。
開札日時：平成22年6月29日（火） 9時00分
〒905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号
沖縄総合事務局 北部国道事務所 入札室 にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(7) 本案件は提出資料、入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

(8) 詳細は入札説明書による。